

甲斐サ実告示第1号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和8年10月29日

甲斐市サクラまつり実行委員会
実行委員長 石橋 浩二



1 業務名

令和8年度甲斐市サクラまつり企画運営業務

2 業務概要

市の花「サクラ」の開花時期に合わせたイベントを通じて、家族が集い、楽しく、長く滞在してサクラを愛でることで、心の安らぎや市への愛着心を醸成する。
また、家族、地域、行政が一体となり郷土を育み、次代を担う子どもたちの健全な育成を推進する。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。
ただし、共同企業体の場合は、第1号の要件は代表者が満たすもの、第2号から第7号の要件は代表者及び構成員が全て満たすもの、第8号の要件は代表者または構成員のいずれかが満たすものとする。

- (1) 代表者となる法人は、山梨県内に本店、又は営業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始又は、民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- (5) 国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等を現に受けていない者。
- (6) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと。またそれらの者から委託を受けた者でないこと。

- (7) 参加表明書及び宣誓書等提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (8) 国又は地方公共団体が発注する同種事業又は類似事業を令和元年度以降に受注し、かつ履行した実績を有している、もしくは実績を有する企業等から情報を得ることができる体制を整えていること。

5 手続等

甲斐市ホームページにて、「公募型プロポーザル実施要項(以下「実施要領」という。)」
「提出書類様式集」「仕様書」等の関係書類を公表するので、適宜ダウンロードすること。

参加申込や提出期限及び提出先については、実施要領を参照すること。

6 連絡先

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610番地

甲斐市サクラまつり実行委員会事務局（甲斐市市民生活部市民協働推進課内）

担当：森田、赤坂

TEL 055-278-1704

FAX 055-276-7214

電子メール kouryuu@city.kai.yamanashi.jp